

米子工業高等専門学校自動販売機設置事業（〇〇〇類）契約書（案）

米子工業高等専門学校（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に関し、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 本契約は、学生及び教職員等に対する福利厚生の充実と来校者へのサービスのため学内に自販機を設置して、飲料等を提供することを目的とするものである。

（設置）

第2条 発注者は、受注者の自販機を発注者の管理する場所に別表1のとおり設置し、飲料等の販売を行うことを承認する。

- 2 受注者は、事前に設置する自販機の機種等について発注者の承認を得なければならない。
- 3 受注者は、省エネに配慮した自販機を設置するものとする。
- 4 受注者が設置する自販機の設置費用（電源工事、電気メーター取付を含む）、機器の保守維持及び補修に要する費用は、受注者が負担するものとする。

（期間）

第3条 本契約の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ただし、本契約期間満了3ヶ月前までに発注者及び受注者いずれからも設置契約解除の申し出がない場合は更に1年間同一条件をもって更新するものとし、更新を含めた設置期間は最長5年間（平成26年4月1日開始）とする。

（建物等の使用料）

第4条 発注者は、受注者に自販機設置のため建物等は無償で使用させるものとする。

（建物使用上の制限）

第5条 受注者は、自販機設置のため使用する建物等を他の用途に供してはならない。

- 2 受注者は、自販機設置のため使用する建物等を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

（光熱水料）

第6条 受注者が設置する自販機の稼働に要した光熱水料は、受注者が負担するものとする。

（販売商品及び販売価格）

第7条 受注者が販売する商品及び販売価格は、別表1のとおりとする。販売商品及び販売価格を変更する場合は、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

（売上金の帰属）

第8条 自販機による売上金は、受注者に帰属するものとする。

（売上金及び販売手数料）

第9条 受注者は、毎月の売上金を月末締めで集計し、翌月10日までに別に定める様式により発注者に報告しなければならない。

- 2 毎月の売上金にかかる販売手数料（消費税を含む。）は、当月の合計売上金に別表1及び別表2の販売手数料率を乗じて算出するものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 受注者は、前月の売上金にかかる販売手数料を翌月末までに発注者の発行する請求書により支払うものとする。

4 受注者が売上手数料の支払いを一部でも延滞したときは、受注者は延滞金額に対し延滞した期間の日数に応じて年利5%の延滞金を発注者に支払わなければならない。

(備品等)

第10条 自販機に設置する空き容器入れは、受注者の負担により設置するものとする。

2 空き容器入れの修理・更新等を必要とする場合は、受注者の負担により速やかに実施するものとする。

(商品の補充)

第11条 受注者は、商品が品切れとなったときは速やかに補充するものとする。

(衛生管理)

第12条 受注者は、販売商品が賞味期限切れとならないように注意し、賞味期限切れとなったものは直ちに廃棄処分するものとする。また、空き容器入れの衛生管理に充分注意すること。

(代金の回収・釣り銭の補充)

第13条 受注者は、代金の回収及び釣り銭の補充について、売上に応じて適切に対応するものとし、釣り銭の苦情がある場合は、速やかに対応するものとする。

(空き容器等の回収)

第14条 受注者は、空き容器等の回収を売上に応じて適切に実施するものとする。また、回収について苦情・要望がある場合は、速やかに対応するものとする。

(自販機周辺の清掃)

第15条 受注者は、空き容器等回収の際に自販機周辺の清掃を行うものとする。また、清掃についての苦情・要望がある場合は、速やかに対応するものとする。

(クレーム対応等)

第16条 受注者は、自販機の故障や商品の品切れ、釣り銭がでない等のクレームに対して、速やかに対応するものとし、クレームへの連絡先を自販機に明示するものとする。

(安全管理)

第17条 受注者は、自販機を設置する際、転倒防止の装置など安全に充分配慮するものとする。

(メンテナンス及び点検)

第18条 受注者は、自販機のメンテナンス及び点検(AED含む)を定期的を実施し、故障等生じないように配慮するものとする。

(自販機の移動・撤去)

第19条 受注者は、自販機の設置場所の移動又は撤去について、発注者から要望がある場合は、発注者・受注者協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。

(原状回復)

第20条 受注者は、契約終了時に受注者の経費負担により直ちに自販機を撤去し、設置場所を原状に回復するものとする。

(賠償責任)

第21条 受注者は、販売商品(衛生管理に起因するものを含む。)又は自販機により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

(協議事項)

第22条 その他、本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義を生じたときは、

発注者・受注者誠意をもって協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

発注者 鳥取県米子市彦名町4448
独立行政法人国立高等専門学校機構
米子工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 大山 正 人

受注者

自動販売機一覧表(清涼飲料水類)

別表1

記号	設置場所	取扱品目	台数	単価(円)
A-1	売店外	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶 お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140
A-2	売店外	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶 お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140
A-3	売店外	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶 お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140
B-1	白砂会館	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶 お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140
B-2	白砂会館	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶 お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140
C	白砂寮	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶 お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140
D-1	寮食堂	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶 お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140
D-2	寮食堂	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶 お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140
D-3	寮食堂	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶 お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140
D-4	寮食堂	ペットボトル 水・お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水	1	110
		缶・瓶		120
		お茶・コーヒー・炭酸飲料・清涼飲料水		140

販売手数料率 総売上金の●●%

自動販売機一覧表(アイス・紙パック飲料類)

別表1

記号	設置場所	取扱品目	台数	単価(円)
B-4	白砂会館	紙パック飲料	1	100
B-5	白砂会館(アイス)		1	120 150
<u>販売手数料率</u>		<u>総売上金の●●%</u>		